

## D. パパ・ジョヴァンニ 23 (NGO)

### Associazione comunità Papa Giovanni XXIII



2日目の最後に、国連難民高等弁務官事務所に隣接する NGO である、パパ・ジョヴァンニ 23

(Associazione comunità Papa Giovanni XXIII) のジュネーヴ常駐事務所を訪問した。パパ・ジョヴァンニ 23 は、1968 年、オーレスト・ベンツィ神父によって結成された NGO で、社会の底辺で貧困と周辺化に苦しむ人々に寄り添って貧困問題や人権の抑圧の問題に取り組み、社会の改革を目指す非営利市民団体である。私たちは、この団体のジュネーヴ常駐事務所副代表を務めるファビオ・アゴストーニ氏のレクチャー

を受けた。アゴストーニ氏は、イタリアで 12 年間、法廷弁護士として働いた後、2012 年からこの事務所で国連における人権活動の支援を中心とする仕事に就いている。

パパ・ジョヴァンニ 23 の主な活動としては、①貧困者の救済と②不正義との戦いの二つが挙げられる。まずは、貧困者の救済について説明する。貧困者とは一般的に貧しい人のことを指す。しかし、貧しさには様々な状況があり、パパ・ジョヴァンニ 23 や国連においても、単なる物質的な貧困の場合だけでなく、人としての尊厳を奪われている場合にも、活動の対象としての貧困と考えられている。パパ・ジョヴァンニ 23 では、そのような状況に置かれている人々の尊厳を取り戻すことを目的として活動している。

次に、不正義との戦いである。これは貧困者の声を聴き、その要求に応えるべく国連の制度を勉強、利用し、国連というフォーラムを通して国家へアプローチするものである。ファビオ氏は、イタリアで弁護士として活躍していた時の不正義との戦いと現在の不正義との戦いは、内容が異なっていると話していた。イタリアで弁護士として仕事をしていた時には、正義を求める目の前の人とともに、裁判における具体的な救済を追求することが不正義との戦いであった。一方、ジュネーヴでは、複雑で時間のかかる国連の制度や手続を利用する国際的な活動が求められている。この二つの活動を通して、国連に最も貧しい人々の声を届けることが、パパ・ジョヴァンニ 23 の使命である。



一方で、このような一連の活動には重大な問題が存在していることも事実である。第一に「言葉」の習得が大切である。これは、単なる言語能力の習得ではなく、立場や意見の異なる国や団体や人々のなかで、相手の見解を知り、理解し、自らの意見を伝え、最終的には相手と自分の間に橋をかけることが、活動する上で必要不可欠であるためだ。第二の問題として、他の NGO 団体と連帯していかなければ、何も成果を成し得ない点。そのため、どのようにして他の NGO 団体と協力していくのが重要である、と強調していた。以上のことから、ファビオ氏は NGO として活動するには①人権の言語、②共通の言語、③外交の言語、④他の NGO と協力できる語学力、の四つすべてが揃って初めて NGO として活動が可能となると話していた。

次に、ファビオ氏が説明してくれた、パパ・ジョヴァンニ 23 の具体的な活動の一例を挙げる。1986 年に「発展への権利に関する宣言」が国連総会において採択されたが、現在は、この権利に関する作業部会が国連に設置されており、発展への権利の実現を促進するための指標づくりを行っている。ファビオ氏も、この作業部会に参加しているのだが、ファビオ氏が提案して採用されたものとして、次のような事例がある。

この作業部会では、発展への権利の実現を測る指標として、大都市における「スラムの解消」という基準が採用されようとした。劣悪な生活環境としてのスラムが解消されること自体は確かに望ましいが、単に「解消」することが権利実現の基準にされると、結果的にスラムに住む人々が住居を奪われるような最悪の事態でも基準が満たされてしまう可能性があり、発展への権利の促進が、かえってスラムに暮らす最貧層の人たちの生活を脅かすという逆説的な状況が発生しかねない。

そこで、パパ・ジョヴァンニ 23 は、基準を「スラムの解消」から、「スラムにおける代替住宅の提供を含む都市開発」に変更するよう提案した。この提案については、スイスの国家代表が支持表明したのを契機として他の国々も賛同したため、国連の指標として採用されるに至った。NGO が国連作業部会において国家代表に働きかけることによって指標が変更された例として、大変興味深いものである。

最後に、ファビオ氏は、私たちの質問に答えて、自らの活動について日ごろ考えていることを話してくれた。彼がジュネーブで行っている活動は、結果を出すまでに時間を要し、交渉も難しいものが多く、辛いと感じることがあるそうだ。しかし、弁護士として、そして NGO 職員として蓄えてきた力を最大限に引き出し、それを最終的には苦しんでいる人たちために役に立てることが与えられた使命であるとの確信があるため、自らの活動に誇りが持てると、語っていた。

(佐久間 将貴／法学部 3 年生)